

地方独立行政法人神奈川県立病院機構たな卸資産等管理規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(購入の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 たな卸資産を<u>購入</u>する場合には、理事長が定めるたな卸資産購入限度額を超えることはできない。</p> <p>(物品の管理等)</p> <p>第10条 物品管理者及び物品出納員は、<u>購入に係る物品</u> (印紙類を除く。) の受入又は払出の確認を<u>口頭により行う</u>ものとする。</p> <p>2 物品出納員は、印紙類 (印紙、証紙、切手、ハガキ及び商品券類をいう。) を受け入れたとき、又は払い出したときは、印紙類出納簿にその事実を記載しなければならない。</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(購入の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 たな卸資産購入する場合には、理事長が定めるたな卸資産購入限度額を超えることはできない。</p> <p>(物品の管理等)</p> <p>第10条 物品管理者及び物品出納員は、物品 (印紙類を除く。) の受入又は払出の確認を<u>行い、支出契約決議書に押印してその記録をするものとする。ただし、直ちに消耗するもの、新聞、雑誌その他これらに類するものについての確認は口頭により行い、記録は要さないものとする。</u></p> <p>2 物品出納員は、印紙類 (印紙、証紙、切手、ハガキ及び商品券類をいう。) を受け入れたとき、又は払い出したときは、印紙類出納簿にその事実を記載しなければならない。</p>	<p>・脱字の修正</p> <p>・購入に係る物品 (印紙類を除く。) の出納の通知について、事務負担の軽減を図るため、神奈川県の実況を踏まえ、口頭で行うこととするよう所要の改正を行う。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の会計に関する規程に基く様式等の細目について 新旧対照表(案)

改正	現行
<p>附則</p> <p>この細目は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

別表

改正				現行			
様式 番号	帳簿等 の名称	帳簿等を使用して行うべき手続	根拠 規程	様式 番号	帳簿等 の名称	帳簿等を使用して行うべき手続	根拠 規程
(略)				(略)			
51	(削除)	(削除)		51	消耗品の受入、払出の通知	<p>消耗備品及び印紙類以外の物品の出納の確認については、執行伺票（支出契約決議書）（小口現金で支払う消耗品については、予算執行振替伝票に添付する証拠書類。以下この項において同じ。）に、この様式に物品管理者が押印し出納の通知を行い、物品出納員が受払を確認するものである。また、口頭で出納の通知、確認を行うことができるものは、次のようなものである。</p> <p>(1) 受入れ後、直ちに管理換えする物</p> <p>(2) 新聞、官報、公報、雑誌、追録その他これらに類する印刷物及び配布の目的をもって受け入れる物</p> <p>(3) 記念品及び褒賞品並びに受入れ後講習会、打合せ会等において直ちに消耗する物</p> <p>(4) 食料品（非常用として備蓄する食料品を除く。）及び賄い材料</p> <p>(5) 職員が出張先において購入後直ちに消耗する物</p> <p>(6) 店頭で給油される物</p> <p>(7) 次条第3項に規定する物品の細分類に定めるもののうち油脂類に属するもの</p> <p>(8) 氷、ドライアイス、消火器の薬品、電話機の消毒薬、松飾り、造花等、焼付、引伸写真、ゴム印、木印、アスファルト合材</p>	たな卸規程第10第2項

様式

改正	現行			
(削除)	<p>第51号様式（消耗品の出納の通知）</p> <table border="1"> <tr> <td>消耗品受入 (備品)払出 ○年○月○日</td> <td>物品管理者 印</td> <td>物品出納員 印</td> </tr> </table> <p>※ゴム印とする。</p>	消耗品受入 (備品)払出 ○年○月○日	物品管理者 印	物品出納員 印
消耗品受入 (備品)払出 ○年○月○日	物品管理者 印	物品出納員 印		